

瑕疵保険

あんしん住宅瑕疵保険

安心してお任せください！！

『住宅瑕疵保険』をご存知ですか？

せっかく建てた（買った）家、あとになって雨漏りがしたり、柱が傾いたり、基礎にひびが入ったり…心配はありませんか？これらの事故の原因が瑕疵によるものであった場合、必ず補修できるようにするための、保険の仕組みがあります。

それが **住宅瑕疵保険**[※]（正式には住宅瑕疵担保責任保険）です。

※‘瑕疵（かし）’とは「①きず。欠点。②法的になんらかの欠陥・欠点のあること」です。

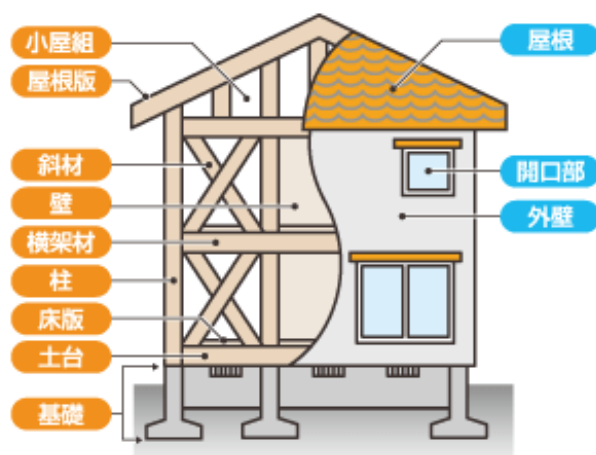
→住宅瑕疵保険とは、引渡しを受けた新築住宅に、万が一後日、欠陥が見つかった場合に、その欠陥を補修するためにかかった費用をお支払いする保険です。

◆対象となる瑕疵担保責任保険の範囲

住宅瑕疵担保責任保険では、構造耐力上主要な部分および雨水の浸入を防止する部分に関する10年間の瑕疵担保責任を対象としています。

【木造（在来軸組工法）の戸建住宅の例】

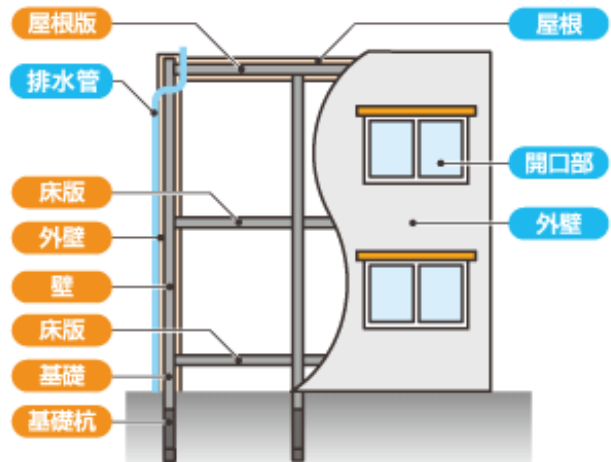
2階建ての場合の骨組（小屋組、軸組、床組）等の構成



■ 構造耐力上主要な部分 ■ 雨水の浸入を防止する部分

【鉄筋コンクリート造（壁式工法）の共同住宅の例】

2階建ての場合の骨組（壁、床組）等の構成



◆保険対象住宅

未だ人の居住の用に供したことの無い住宅で、かつ

■戸建住宅の場合

請負契約においては、建設工事の完了の日から起算して2年以内に引き渡された住宅
売買契約においては、建設工事の完了の日から起算して2年以内に※売買契約が締結された住宅

■共同住宅の場合

請負契約においては、建設工事の完了の日から起算して2年以内に引き渡された住宅
売買契約においては、建設工事の完了の日から起算して2年以内に、住棟内のいずれかの住戸で売買契約が締結された住宅※

※引渡し日に関する期間の制限は設定しません。

詳しくは→ http://www.j-anshin.co.jp/service/kashihoken/kashihoken_01.php をご覧ください！

瑕疵保険

あんしんリフォーム工事瑕疵保険

“古い住宅をリフォームで、きれい&快適な住まいに変身”
近年、建替えではなくリフォームを選択する人が増えてきました。
しかし心配なのが、しばしばニュースで取り上げられる悪質リフォーム。
確かな業者選び、しっかりした施工で、リフォーム後も安心したい…

瑕疵（かし）とは「①きず。欠点。
②法的になんらかの欠陥・欠点のあること」です。

そんなご要望にお応えするのが **あんしんリフォーム工事瑕疵保険**[※] です。

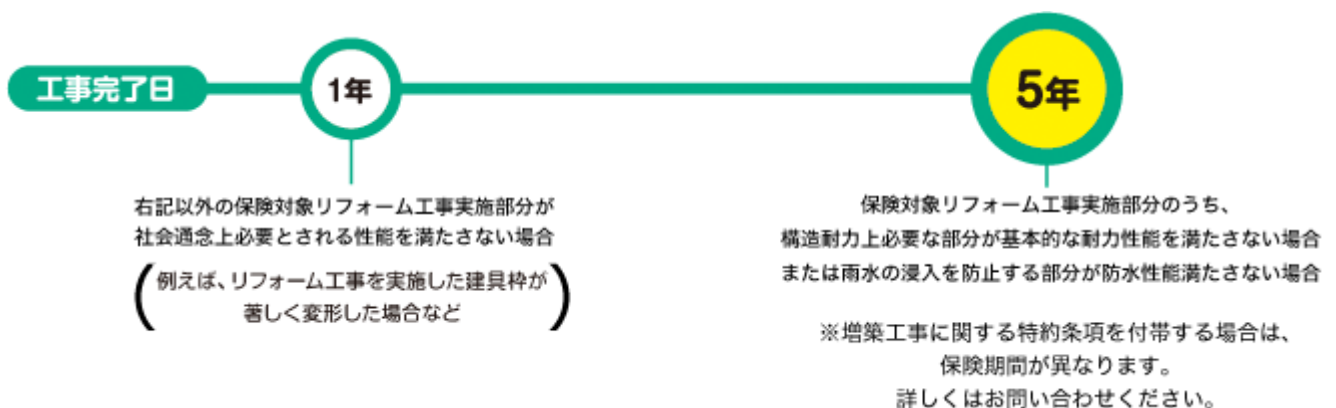
→この保険はリフォーム工事を実施した工事箇所に関し、万が一後日、欠陥が見つかった場合に、その欠陥を補修するためにかかった費用をお支払いする保険です。

◆保険の対象となるリフォーム工事

保険の対象となるリフォーム工事（以下「保険対象リフォーム工事」（※））は、既に人の居住の用に供したことのある住宅に対する改修工事とします。ただし、次の①～④に該当する工事等を除きます。

- ①新築工事
- ②増築工事（同一敷地内にある既存住宅の基礎の外周部の外側に、基礎を新設し床面積を増加させる工事をいい、以下同様とします。）（※）
- ③解体工事（管路または設備の解体、撤去、分解または取片づけ工事をいいます。）
- ④清掃作業

◆保険期間



詳しくは→ http://www.j-anshin.co.jp/service/reform/reform_01.php をご覧ください！